改正

富山県農林水産部情報共有システム活用試行要領

1 総 則

$1-1 \sim 1-6$ 【略】

1-7費用

工事における、情報共有システムの利用に係る費用(登録料及び使用料)は、共通仮設費(技術管理費)の率計上分に含まれる。

業務における、情報共有システムの利用に係る費用(登録料及び使用料)は、地質・土質・地 すべり調査業務においては間接調査費(業務管理費)、測量業務においては間接測量費、設計業 務においてはその他原価(間接原価)の率計上分に含まれる。

- ※1 情報通信技術を活用し、受発注者間で情報を交換・共有することによって業務効率 化を実現するシステムをいう。
- ※2 インターネットを介して情報共有システムのサービスを提供している民間事業者等 をいう。
- ※3 情報共有システムを使用して工事等帳票の「協議」、「承諾」等の処理を行う受発注 者及び保存された電子データの閲覧を行う受発注者をいう。

2 ~ 6 【略】

附則

本要領は、平成30年4月1日の決裁に係る工事から適用する。

附具

本要領は、平成31年4月15日の決裁に係る工事から適用する。

附則

本要領は、令和3年4月1日の決裁に係る工事から適用する。

附則

本要領は、令和4年10月1日の決裁に係る工事から適用する。

| 附 | 貝

本要領は、令和5年4月1日の決裁に係る工事から適用する。

附則

本要領は、令和6年4月1日の決裁に係る工事から適用する。

| 附 | 貝

本要領は、令和6年8月15日の決裁に係る工事及び業務から適用する

現行

富山県農林水産部 情報共有システム活用試行要領

1 総 則

$1-1 \sim 1-6$ 【略】

1-7 費用

工事における、情報共有システムの利用に係る費用(登録料及び使用料)は、共通仮設費 (技術管理費)の率計上分に含まれる。

業務における、情報共有システムの利用に係る費用(登録料及び使用料)は、直接経費に 積み上げ計上する。

- ※1 情報通信技術を活用し、受発注者間で情報を交換・共有することによって業務効率 化を実現するシステムをいう。
- ※2 インターネットを介して情報共有システムのサービスを提供している民間事業者等 をいう。
- ※3 情報共有システムを使用して工事等帳票の「協議」、「承諾」等の処理を行う受発注 者及び保存された電子データの閲覧を行う受発注者をいう。

2 ~ 6 【略】

附則

本要領は、平成30年4月1日の決裁に係る工事から適用する。

附則

|本要領は、平成 31 年4月15 日の決裁に係る工事から適用する。

附則

|本要領は、令和3年4月1日の決裁に係る工事から適用する。

附則

本要領は、令和4年10月1日の決裁に係る工事から適用する。

附則

本要領は、令和5年4月1日の決裁に係る工事から適用する。

附則

本要領は、令和6年4月1日の決裁に係る工事から適用する